



国労西日本

国労西日本本部

NO.191

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

国労西日本

検索

物 貨

「社員・家族の生活に基づく 切実な要求」

二〇一一年度夏季手当

三・〇ヶ月要求

国労本部は五月十四日、「二〇一一年度夏季手当に關する申し入れ(闘申一六号)」について、春闘時に回答があったJR会社を除く各社に対して「基準内賃金の三カ月分、六月二十九日支払い」の要求を申し入れました。

また、貨物会社に対しては、夏季手当要求と同時に、二〇一〇年度に生じた定期昇給の見送りに伴う「賃金未払い」の整理について、改めて要求項目に繰り入れることとし、五月二一日、第一回交渉を開催しました。

貨物会社は、二〇一二年春闘で一三年連続のベアゼロを回答してきました。また、昨年の夏季手当一・五八ヶ月、期末手当は夏より低い一・五七ヶ月分の低額回答を行ってきています。この低額回答によって社員家族の生活は疲弊しきつている状況です。「賃金未払い」については、

二〇一〇年春闘時に就業規則(賃金規程)の解釈を含め、本来得べき賃金を、当事の状況等を踏まえ、労使で一定の確認を行い「一〇月一日実施」の協定化を図ったものであり、昨年の夏季手当において「未払い分の一部」として支払われましたが、残された課題となつていきます。

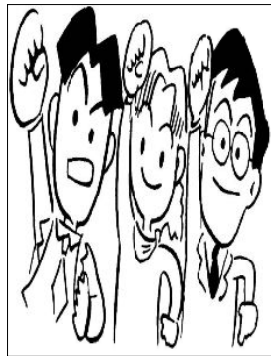
本来、支払うべき賃金を労働組合の協力で見送りし、結果として三億円の黒字を計上した事実を踏まえれば、残された『未払い分』についても誠意を持って応えるのが、苦渋の決断を行った労働組合に對し応える道だと考えます。

本部は闘争指示第二六号において、夏季手当の満額獲得と併せ「賃金未払い」の整理に向けて、①夏季手当要求について、本社・支社等への要請行動、他労組組合員への宣伝・総対話など、創意工夫した取り組みを行うこと。②各級機関

は、別紙の「要請書」に基づき貨物本社及び各エリア内にある貨物支社へ「昇給の未払い」の整理を求める要請行動を展開すること。なお、本社・支社への要請行動については郵送を基本とすること。③貨物会社帰属の各分会は、現場長に対して「上申」を求める取り組みを併せて行うこと。④「昇給未払い」の整理を求める行動については、六月五日までの取組みとし、取組状況に

ついで本部に報告すること。を指示しました。

なお、「要請書」については、旅客会社に帰属する分会も含めて、全力で早急に取り組んでください。



国労本部主催

「組織拡大経験交流集会」

西プロック集会

大阪で開催

五月二〇日〜二一日、大阪において、国労本部主催「西プロック組織拡大経験交流集会」が開催され、北海道から九州まで組合員一〇〇人が参加しました。交流集会での特徴的な発言を紹介します。

国労増やし

職場を変えよう

「女性が二人のある職場で

は、女性トイレの掃除を二人交代でさせている(なお、男性トイレは外注化)。食事は男性たちの休憩室の隅で済まし、その後休憩は自分の車の中でという劣悪さ。国労の組合員は区長や助役にモノを言っている。国労に入りたいたいと言われた。」

「契約社員で一〇年働いている。現場の管理者から半年以上前の心当たりのないこと

を指摘され『勤務態度を良くします』との書面に署名捺印させられた。このようなことが続くと、契約更新時に影響するのではと危機感を感じている。自分から国労に入りたいたいと言った。」

「以前、JR東労組(総連系)とJRユニオン労組(連合系)に新規採用者への合同組合説明会を呼びかけ、三組合分会長名で公平に説明会を開催できるよう覚書を結んだが、東労組の妨害により一方的に覚書の破棄を画策し、紳士協定を破壊してきた。」

最後は国労

自分の心も「改正」

「定年間際で『最後は国労』と復帰・加入が続いている。『分割民営化の際にやむなく国労を抜けたが、最後は国労でとずっと思っていた。国労への加入日をダイヤ改正の日にしたのは、自分の心も“改正”するため。』との声があった。」

「四月二七日、ある駅では新入社員の帰任時間に職場で待機し、会議室を借りて組合説明会を開催する予定であったが、多数労組が国労と合わないように別口から新入社員を出してホテルへ連れて行った。他の駅では駅主催の歓迎会を計画して国労を排除した。また別の駅では、勤務終了後、国労組合員からガードする形

で、まだどの組合にも入っていないはずの新入社員を囲みながら歓迎会の会場に連れて行った。以上のような職場帰任時の行動を見れば、国労排除が行われたことは明らか。

四月中旬の配属職場見学の日に、連絡方法の交換等の打ち合わせができていると考えられる。」

労働組合の本来の姿は、間違ったことには正々堂々と「おかしい」と主張すること、権力と対峙して弱いものもの力になることです。

契約社員など弱い立場の社員は、契約更新や人事評価、正規社員採用のことなどを考えると、自由にモノが言えなくなっている状況があります。

そのような職場では安全輸送の確保は困難です。契約社員を正社員に採用する制度はまだ全国的に確立できていませんが、国労は引き続き強く訴えていきます。

これまでの規制緩和によるバス事故など国の責任を追究するのにも全国単一組織である国労の任務であり、出番であると考えます。JRで働く全ての労働者の皆さん、ぜひ国労に加入され、安全を守る職場風土へ変えるために、安心して働ける職場をつくるために、共に歩むことを強く訴えます。

「組織部」

関越自動車道高速ツアーバス事故について

四月二九日未明、関越道において発生した高速ツアーバス事故は、乗客七名が死亡、三九名が重傷を負う大惨事となった。この事故により亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に負傷された皆様に心よりお見舞いを申しあげる。

二〇〇〇年の道路運送法改正において、貸切バス事業が免許制から許可制へと規制緩和され、新規参入が相次ぎ、貸切バス事業者が倍増、ツアーバス利用者も急増した。その一方で過当競争による運賃ダンピングや生き残りのために、運転手が強いられる加重労働が指摘されてきた。

事故原因については、運転手の居眠り、また、バス会社の三六項目にもおよぶ法令・規則の違反、旅行業者のバス事業者への安全費用を無視した低運賃など無理な運行の押しつけが明らかとなっている。

運転手の体調管理、バス会社の法令・規則違反、営利優先の旅行業者の責任はもとより、この事故原因の背景には、行き過ぎた規制緩和で、増えすぎた事業者に対し、二〇〇七年大阪吹田市のスキーバス事故以降の国交省の貸切バス事業者の監査で、八四事業者の内、約八割で過労防止義務など法令違反が常態化していたことがある。これを把握していたのにも関わらず、その後も有効な手立てを取らず、適切な管理監督をできなかった国交省にも責任があると言わざるを得ない。

また、この間、政府が進める「行政改革」によって、公務員の徹底的な人員削減が進められてきたが、監査などに必要な体制の不十分さも背後要因にあると思われる、政府もその責任を免れることはできない。

さらに、自動車の運転における適正な労働、夜業がどうあるべきであるかの検証を行わず放置してきた厚生労働省の責任も重大である。

先月、国交省がまとめた「バス事業のあり方検討会」の最終報告が出されたが、報告書では運転手の労働条件の改善に対する条項が盛り込まれておらず、バス運行に対する安全確保上からも問題点がある内容となっている。

今後、問題点を検討していく「バス事業のあり方検討会」フォローアップ会議が開催されることになっているが、いまこそ運転手に対する労働条件の改善に向けた抜本的対策の確立は急務であり、同フォローアップ会議が果たすべき役割は、重要なものとなっている。

政府・行政は、過去の重大事故の再検証を行い、再び悲惨な事故が発生しないよう法整備はもとより、安心安定輸送に大切な労働条件の構築を行うことが必要である。

国鉄労働組合は、今回の悲惨な事故を教訓に、事故原因の究明と再発防止、関係法令の整備・改正、バス運転手の労働条件改善に向けて取り組みを強化するものである。

以上

二〇一二年五月一日
国鉄労働組合
国労全国自動車協議会

「二〇一二年国労西日本本部大会 代議員選挙の実施について」

国労西日本本部は、二〇一二年国労西日本本部大会代議員選挙を、西日本本部規約第一五条及び国労本部選挙規則にもとづき、左記の要領で実施することを「指令八号」において発信しました。

記

- 一. 公 示 日 二〇一二年六月九日(土)
- 二. 投 票 日 二〇一二年六月二〇日(水)
- 三. 立候補及び辞退締切 二〇一二年六月一三日(水)
- 四. 不在者投票日 二〇一二年六月一七日(日) ～ 一九日(火)
- 五. 選 挙 区 選挙規則第十四条により選挙区を分割する場合は、西日本本部の承認を得ること。
- 六. 選挙権及び被選挙権その他選挙管理に関する事項は、選挙規則によること。
- 七. 代議員定数 二六名(総数二七名)
北陸 二名、近畿一六名、岡山 三名、
米子 二名、広島 三名、(博多 一名)

以上

報 告 大 拡

広島地方本部

広島支部・広島自動車分会

運転係三五歳が国労へ加入

五月一五日付

「西労組への不信感により

国労加入を決意」

「がん」の保障 <<生きるためのがん保険Days(デイズ)>>			「生きる」を創る。Afiac				
保険期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢: 0歳~80歳、 スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合			◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新)				
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円		35歳	45歳	55歳	65歳
診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円	男性	3,656円	5,608円	9,360円	15,190円
入院したとき	入院給付金	1日につき 10,000円	女性	3,734円	5,274円	6,864円	9,048円
通院したとき	通院給付金	1日につき 10,000円	<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。				
手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円	<募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル9F				
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円	<引受保険会社> アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0458 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95				
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	1回につき 1カ月 10万円 (すべての保険期間を通じて 乳がん・前立腺がんのホルモン療法とき 1カ月 5万円)	AF007-2011-0186 4月25日				
プレミアサポート 訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)							
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。							